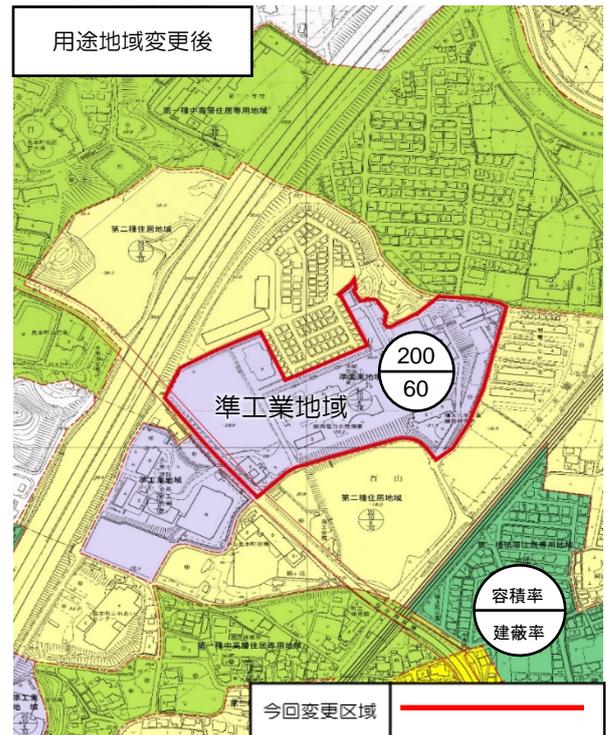
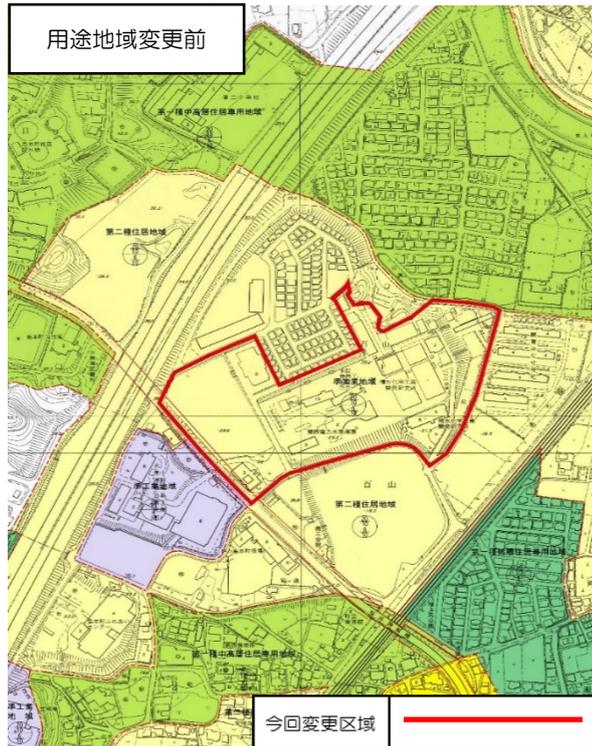


百山地区の都市計画（概要版）

○用途地域（案）



○地区計画（案）

●地区計画について

地区の課題や特性を踏まえまちづくりの目標を設定し、その実現に向けて詳細な建築物の用途や形態の規制を定めたり、身近な道路・公園の整備を誘導することにより、それぞれの地区にふさわしいまちを創出・保全する制度。

地区計画＝「まちづくりのルール」

●地区計画で定める主な内容

1. 地区施設の配置及び規模

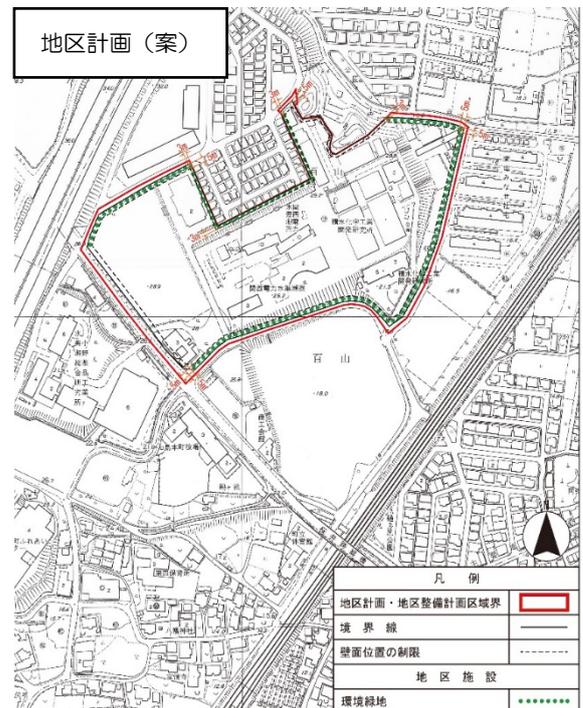
➢緑地

2. 建築物や敷地などの制限

- ① 建築物等の用途の制限
- ② 建築物の敷地面積の最低限度
- ③ 壁面の位置の制限
- ④ 壁面後退区域における工作物の設置の制限
- ⑤ 建築物等の高さの最高限度
- ⑥ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
- ⑦ かき又はさくの構造の制限

3. その他

➢敷地面積の緑化率を20%以上確保



町役場周辺の区域について、居住環境と調和した研究機能などを誘導するため、用途地域を居住系から産業系に変更し、あわせて地区計画を定める予定です。

本町の都市計画マスタープランでは、当該地区に研究施設および社宅・寮が集積していることから、町役場周辺を産業系地区として位置付けて、居住環境と調和した研究機能などを誘導することとしています。

このため、立地している企業の活動促進や本町にふさわしい研究機能などを誘導するために、用途地域を変更し土地の高度利用を進め、同時にきめ細やかな地区計画を定めて制限することによって周辺の居住環境の保全を図るものです。

【地区計画の設定により建てられなくなるもの】

工場、自動車修理工場、日刊新聞印刷所、ポーリング場、スケート場、水泳場、ホテル、旅館、自動車教習所、畜舎、カラオケボックス、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券売所 など